

令和元年 10 月 25 日

千葉県信用保証協会

**令和元年台風第 19 号に伴う災害に関する
「経営安定関連保証（SN4号）」の取扱開始について**

この度の令和元年台風第 19 号で被災された方々に対し、心よりお見舞い申し上げます。

さて、令和元年 10 月 25 日付の経済産業省告示（第 115 号）により、中小企業信用保険法第 2 条第 5 項第 4 号の規定による指定地域に千葉県の市町村が指定されました。このことにより、「令和元年台風第 15 号」または「令和元年台風第 19 号」（今回追加）で被災された中小企業・小規模事業者の方々につきまして、協会制度「経営安定関連保証（SN4号）」の取扱いが開始されましたので、お知らせいたします。

なお、令和元年 9 月 17 日から取扱いを開始している「緊急短期資金保証（令和元年台風第 15 号および第 19 号による災害）」と併せて利用することが可能です。

記

制度名	経営安定関連保証（SN4号） （令和元年台風第 15 号または第 19 号（今回追加）による災害）
対象者	市区町村長から「特定中小企業者」の認定を受けた方
資金使途	運転資金および設備資金
必要書類	市区町村長（※1）の認定書（※2）
保証限度額	2 億 8,000 万円以内（組合 4 億 8,000 万円以内）
保証期間	運転資金 10 年以内（据置 1 年含む） 設備資金 15 年以内（据置 1 年含む）
返済方法	原則として、分割返済
融資利率	金融機関様の所定利率
保証料率	年 0.80% ※会計参与設置会社の場合は 0.1%の割引が適用されます。
担保	必要に応じ
保証人	原則、法人代表者のみ
指定期間	令和元年台風第 15 号：令和元年 9 月 8 日（日）～令和元年 12 月 29 日（日） 令和元年台風第 19 号：令和元年 10 月 12 日（土）～令和 2 年 1 月 24 日（金）
申込先	最寄りの取扱金融機関様

※1 告示で指定された地域（全国 14 都県、391 市区町村） 以下は、千葉県における指定地域

千葉市中央区、千葉市花見川区、千葉市稲毛区、千葉市若葉区、千葉市緑区、銚子市、館山市、木更津市、茂原市、成田市、佐倉市、東金市、旭市、勝浦市、市原市、鴨川市、君津市、富津市、四街道市、袖ヶ浦市、八街市、印西市、富里市、南房総市、匝瑳市、香取市、山武市、いすみ市、大網白里市、印旛郡酒々井町、印旛郡栄町、香取郡神崎町、香取郡多古町、香取郡東庄町、山武郡九十九里町、山武郡芝山町、山武郡横芝光町、長生郡一宮町、長生郡睦沢町、長生郡長生村、長生郡白子町、長生郡長柄町、長生郡長南町、夷隅郡大多喜町、安房郡鋸南町

※2 認定基準

①指定地域で 1 年以上継続し事業を行っていること

②台風第 19 号の影響を受けた後、最近 1 ヶ月の売上高が前年同月比で 20%以上減少し、かつその後 2 ヶ月を含む 3 ヶ月間の売上高が前年同月比で 20%以上減少することが見込まれること

なお、台風被害による資金繰りや経営に関するご相談も承りますので、以下のご相談窓口までお問合せください。

【ご相談窓口（特別相談窓口）】

本 店 Tel.043-221-8111

松戸支店 Tel.047-365-6010

<お問い合わせ先>
千葉県信用保証協会
業務企画課 安田・菅野
Tel. 043-221-8185